

『デジタルコンテンツアセッサ入門』
修正箇所一覧

2020.8.31

頁	行番号など	誤	正
ix	9行目	3.2.1. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者	3.2.3. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者
11	図1-2	遵守	遵守
41	項番	3.2.1. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者	3.2.3. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者
45	8行目	努めなければ」ならない	努めなければならぬ
60	10行目	一般社団法人モバイル・コンテンツ審査・運用監視機構	一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
60	図4-12のタイトル	一般社団法人モバイル・コンテンツ審査・運用監視機構	一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
67	注1	ケーブル	ケーブル
69	注5	ケーブル	ケーブル
79	12行目	公益性や公益目的	公共性や公益目的
83	16行目	直接適用されない	適用されない
83	22行目	児童ポルノ提供罪・公然陳列罪	児童ポルノ提供罪
83	23行目	わいせつ物公然陳列等罪	わいせつ物頒布等の罪
84	参考文献	曾我部真裕ほか『情報法概論』	曾我部真裕ほか『情報法概説』
95	11行目	分離すること	分離すること
99	11行目	みだりに利用される権利	みだりに利用されない権利
106	7行目	改正法分布	改正法公布
110	15行目	(ただし、4項がその例外を定める)	(18条3項。ただし、4項がその例外を定める)
111	6行目	委託先の監督義務があること(22条)は前述のとおりである。	委託先の監督義務がある(22条)。
111	29行目	緩和されている。	緩和されている(ただし、要配慮個人情報についてはここに述べる緩和は認められない)。
112	1行目	認めていけば、本人の事前同意は不要となる。もともと、2015年改正では規制が強化されている。	認め、③個人情報保護委員会への届け出を行っていけば、本人の事前同意は不要となる。
112	5行目	23条2項に基づけば	23条2項に基づく措置を取れば
112	9行目	第三者提供に係る記録の作成、確認等	第三者提供に係る記録の作成(25条)、確認(26条)等
114	8行目	また、これまでの主務大臣による監督の余地も一部残されている(新44条)	(削除)
116	8行目	違法性阻却事由がる	違法性阻却事由がある
136	図10-1 原則	法含的	包含的
150	17行目	携帯ヘフィルタリングを導入する義務	携帯電話を購入する際に年齢を正しく申告する義務
150	20行目	安心安全ネットづくり促進協議会	安心ネットづくり促進協議会(安心協) ¹²
150	11.2.4.の1行目	安心ネットづくり促進協議会(安心協) ¹²	安心協
158	17行目	青少年が利用する可能性のあるコンテンツを提供している特定サーバー管理者	特定サーバー管理者
176	注1	15歳未満	18歳未満
188	6行目	架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール又は送信者情報を偽った電子メール	送信者情報を偽った電子メール又は架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール
192	16行目	携帯電話・PHS事業者	携帯電話インターネット接続役務提供事業者
227	問9の選択肢ア	インターネットへ接続した	権利者に無断でインターネットに接続した

※この一覧に関するお問い合わせは、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構(03-6277-3895)まで
※この一覧は、記載内容を修正するものです。書籍刊行以降の法律改正や社会情勢の変化等は反映していません